

「続日本紀」に於ける

国守の記録に就いて

高野毅

前書き

「日本書紀」に次いで編纂された六国史の一つである「続日本紀」に、屢々国司任命の記録がみられる。然し或る時期或る国に於いては、連年任命されている例も一二にとどまらないのを見ると、此の事實は国司の任期が令制で規定されているが、実状は如何なものであったのかという疑問を抱き、国別に表を作製した。

表を作製して、新たな問題に気付いたし、又記載の上に前後懂着が多く見出され、国司に関する記録の面から「続日本紀」の史書としての信憑性の評価を試みようと思う。但し、今回は国守に就いてのみ考え、介以下に就いては次の機会に譲りたい。

「続日本紀」に於ける国守の記録に就いて

本論

国司の任務は令に規定されているように、一般的に言つて任国内の郡を統轄し、政務一般を執るにある。国司は守・介・掾・目・史生の職階に分かれていて各々職務を分担し、守不在の場合は介がこれを代行した。然し、国に依つては必ずしもこの五職階全てが設けられていたわけではない。

次に国司交替の期限に就いては大寶の令制で先ず六年と定められたが、七〇六年（慶雲三年）には四年と改正され、約半世紀続き、七五八年（天平宝字二年）には大寶令制に復して六年となったが、間もなく七七七年（宝龜八年）再び四年となり、七八四年（宝龜十一年）に九州は遠国なので、特に任期は五年と定められた。更に其の後も屢々改正されている。即ち、八〇七年（大同二年）には六年に、八一五年（弘仁六年）に再び四年に、八二四年（天長元年）には介以上を六年とし、八三五年（承和二年）再び四年となり、以後この任期が維持された。

次に当時の國に就いて令制では諸國を大國・上國・中國・下國に四区分したが、この区分の基準は何によつたものか分明でない。然し大宝令が中國の隋・唐の令制を參考にしている事から、唐制の開元令に依ると戸數に依つて上・中・下の三州に区分されている事と、大宝令では郡の等級は里數に依つて区分されている事から、恐らく國も里數或いは戸數に依つたものと考えられている。「宮職要解」の類聚三代格卷五に、加賀國を上國に為す官符に「伴國、准諸上國、課丁田疇其數差益」とあるから住民の多少、開墾地の多寡、つまり國庫収納の多少に依つて定めたものと思うと述べている。要するに課戸の多少に依つて定めたものであらう。

又、この大・上・中・下の諸國が具体的にどここの國を指すのか、又、当時の國數が全部でいくつあったのかも令には記されていない。そこでこの四等級の國が、具体的に各々どの國を指すのかは後の記録に依るが、令制定當時全部で何國あつたかは和銅以後分置された所から逆推

して五十數國（五十八國とも言われるが）二島であつたらうと考えられている。

和銅以後の國の設置を記して置く。

七十二年（和銅五年）出羽國。

七十三年（天寶六年）丹後・美作・大隅國。

七十六年（靈龜二年）和泉國。

七十八年（養老二年）能登・安房・石城・石背國。

七十二年（天寶五年）諏訪國。

七十四年（天平十五年）佐渡國。

八十二年（弘仁十四年）加賀國。

此の間、石城・石背・諏訪・和泉・安房・能登の諸國は前後して廢されたが、後三国は七五七年（天平宝字元年）に復旧分置されている。

國守はどの國にも必ず一名置かれていて、大國は從五位上以上、上國は從五位下以上、中國は正六位下以上、下國は從六位下以上の者が中央から派遣されていた。但し、摂津國は旧都難波のある國なので一種の京職であ

る摂津職を置き、守に相当する大夫一人、介に相当する亮一人（以下略す）を置いたが、七九三年（延暦十二年）諸国並として国司を置くようになった。

「続日本紀」に記載された国守任命の最初のものは六九八年（文武天皇二年）七月二十五日に「以直広肆高橋朝臣嶋麻呂為伊勢守」。直広肆石川朝臣小老為美濃守」という簡処で、最後のものとして七九一年（桓武天皇、延暦十年）七月二十八日に「右中弁正五位下多治比真人字美為兼武藏守」。從五任下三方宿弥広名為上野守」とある簡処である。六九八年は七〇一年の大宝令の制定以前の事であるから、国司の任期に就いては不明である。然し大宝以前にも勿論国司の置かれていた事は明白で、最初に国司の名がみえるのは、「日本書紀」の仁徳天皇六十二年五月の条に、遠江国司が大井河に大樹漂流せりと表上している。

「続日本紀」は桓武天皇の延暦十六年（七九七年）に完成し、文武天皇元年（六九七年）から桓武天皇延暦十

「続日本紀」に於ける国守の記録に就いて

年（七九一年）迄九十五年間の記録である。然し此の編纂の経過は複雑で甚だ明瞭性を欠くが、伴信友の「撰続日本紀次第考」に依ると、完成迄四段階の経過があったらしい。

(一) 光仁天皇の代に、天平宝字二年から宝龜八年迄（淳仁・称徳・光仁の代）の国史二十巻を作る。天平宝字二年以前は、文武より聖武迄の記録が整っていたので扱わず。

(二) 同じく光仁天皇の代に、天平宝字二年以前も修訂する必要生じ、文武元年から聖武迄に孝謙の天平宝字元年の分を加えて（文武・元明・元正・聖武・孝謙の代）三十巻の記を得て、ここに一応全五十巻の成立をみた。

(三) 桓武天皇の代に、前記(一)の二十巻が史料の羅列で史書として充分でないのを訂正し、延暦十三年成った。これが「類聚国史」の「続日本紀撰進の上表文」に記載されているものである。

(四) 同じ桓武天皇の代に、(一)の改訂進行中に(二)の三十巻

も改訂の要ありとして改訂が行われ、この時宝龜九年から天応元年の分を増補し、天平宝字元年の分を新たに作り、延暦十六年二月二十卷として成り、ここに延暦十三年改訂の分二十卷と併せて全四十卷の「続日本紀」が完成し、今日に伝わっているのである。

斯様に四度に亘って幾人かの手に依って何度も訂正され、史料の不足を補い、討論を重ねて完成したにもかかわらず、尚完全な史書には成っていない。それを実証する材料として国守の記録から明らかに誤記と思われる箇処と、或いは誤記ではなからうかと思われる疑問の箇処を列举してみる。

(一) 下総国

七八五年(延暦四年)

一月二十五日、坂上菟田麻呂を下総守と為す。

六月十日、菟田麻呂宿弥の姓を賜えとの奏上文提出。

六月二十日、参議兼下総守藤原家依薨す。

(但し、家依は前任の国守の筈で、七八一年に下総

守としての記録あり)

七月六日、菟田麻呂を左京大夫と為し、下総守故の如し。

十月十二日、藤原真友を下総守と為し、菟田麻呂を越前守と為す。

七八六年(延暦五年)

一月七日、左京大夫兼下総守坂上菟田麻呂薨す。

(二) 上野国

七六三年(天平宝字七年)

一月九日、藤原宿奈麻呂造宮大輔と為し、上野守故の如し。日下部子麻呂上野守と為す。(子麻呂は下野守の誤記だろう)

(三) 越前国

七五二年(天平勝宝四年)

五月二十六日、粟田奈勢麻呂越前守と為す。

七五五年(天平勝宝七年)

十二月二十三日、佐伯美濃麻呂越前守と為す。

七五七年（天平宝字元年）

六月十六日、栗田奈勢麻呂左中弁と為し、越前守故の如し。

六月二十八日、越前守佐伯美濃麻呂に関する七五五年十一月の記録あり。

(四) 信濃國

七七二年（宝龜三年）

二月十六日、少納言菅生壬申務大輔と為し、信濃守故の如し。

九月二十三日、多治比叟浜信濃守と為す。

十月十五日、信濃守菅生壬、小家の内親王を射せし

罪よりて除名さる。

(五) 山城國

七七一一年（宝龜二年）

九月十六日、近衛少将藤原種継兼山城守と為す。

七七五年（宝龜六年）

九月二十七日、藤原種継近衛少将と為す。

(六) 河内國

七七四年（宝龜五年）

三月四日、河内守紀広純を大宰府に派遣す。

三月五日、紀広純を河内守と為す。

(七) 日向國

七六五年（天平神護元年）

八月一日、大津大浦和氣士の謀反に連坐し、美作守

より日向守に左遷さる。

七六七年（神護景雲元年）

九月十六日、日向員外介大津大浦解任す。

斯様に編者が一読すれば明らかに誤記と分る疑問の箇処が、国守の項に就いても斯くも多く散見される事は解せぬ事である。

次に表を見て問題点を述べてみよう。

(一) 国守任命の正式な記録がないのに次の国守の記録がある事は、任命の記録が失われていたものと思われる。

(二) 七二一年から七三〇年迄の十年間、国守任命の記録

が全然見られない。七二〇年(養老四年)十月九日に三名の国守の任命から七三一年(天平三年)四月二十七日に平群豊麻呂を讃岐守に任ずる迄無いが、この間、他の記録も少く、その他の官職の任命の記録も殆んど無いので、この間の記録は散逸して余り残っていない。なかつたのか、遺漏多く、信憑性を欠くので編者が採用しなかつたのではあるまいかと思われる。

「類聚国史」の「続日本紀撰進上表文」には、文武天皇より聖武天皇迄の記録は完備しているが、その後の天平宝字より宝龜年間の記録が不備であつたので、この部分を訂正補足したとあるが、「日本後紀」の上表文に依ると、文武元年より天平宝字元年迄の記録は疎漏・杜撰であつたので、これを補い訂正したとある。然し特にこの十年間の記録は十分残っていないなかつたのではなからうか。

(三) 国守の重任が九十五年間に記載されているだけで25

例ある。平安時代になると国司重任の例は多くなるが、奈良時代にも可成りあつたようである。この場合同一国に引続いて任命されているのと、間隔を置いて任命されているのがある。平安時代のように成功に依る重任でなく、国司としての手腕が買われて重任されたものと思われる。

(四) 記録に残っている中で最も永く任期を勤めたと思われる例は美濃国守笠麻呂で、彼は七〇六年美濃守に任ぜられ、七〇八年再度美濃守に任ぜられ、その後七一年木曾路開通の功蹟に依つて封戸や田を支給され、七一年には尾張守を兼任し、七一年には天皇美濃行幸の際の功蹟に依つて償せられ、七一九年には尾張・参河・信濃の按察使兼任を命ぜられている。従つて笠麻呂は少くとも九一年間美濃守であつた事が分る。最初の任命から算すると、実に十三年間であつたといえる、

(五) 国守任命の記録が必ずしも大国に多いとはいえない

し、その記録も遺漏が多いので勿論断定は出来ないが、大國・上國に比べて中國・下國に記録が少ない事は、当時朝廷がやはり大國・上國を中・下國より重視していた事が分る。又、例えば同じ大國・上國でも肥後・出羽・阿波の國（筑前に就いて後に述べる）の記録が少ないのは僻遠の地で而も左程重要な地ではないと見られていた國がいくつかあつたのではないかと思われる。

(六) 淳仁朝の頃から他の記録と同様に國守任命の記録も多くなり、記録の信憑性も増す。従つて淳仁以後は大体任命の記録も欠ける所は少く、その實際の任期も記載されている通り信頼して良いのではないかと思われる。そこで表を見て次の國守の任命の間に遺漏がないと思われるものをみると、國司の任期が六年或いは四年と規定されているが忠実に守られていたわけではなく、一、二年や時にはそれ以上の延期が認められていたし、又都合に依つては一年未満でも交替させていた

ように、任期の規定は一応守られていたが、その枠は緩やかなものであつたと思われる。次にその他の問題点を述べる。

(一) 國守兼任の例が三例みられる。

七一三年（和銅六年）道首名、筑後守と肥後守。

七一六年（靈龜二年）笠麻呂、美濃守と尾張守。

七三二年（天平四年）石川夫子、備後守と安芸守。

この場合必ず隣國を兼任している。

(二) 國守欠員の場合は介が代行したが、割と早く補充していたようである。「続日本紀」では必ずしも次の國守の任命に遺漏が無いとは言えないが、一年以内で次の國守の任命が為されている正確度の高い例を國守が突然欠けた死亡・処罰・除名・左遷の記録31例中から22例を抜萃してみると、一ヶ月以内に任命されている例が7例あり、一番早い例は僅か三日目に後任の國守を任命している。

(三) 令制では前記の如く大・上・中・下國の守の位階

は或る位階以上の者と定められているが、これも又、必ずしも厳密に守られていない。大國でも従五位下の者が国守に任ぜられているが、これも時代が降ると共に少なくなる。又、中国や下國の国守でも従五位下の者が比較的多く任命されている。然し摂津國は上國であるが、摂津職が置かれているのでその大夫は正五位以下以下の者の任命は無い。(従つて七二〇年の大宅大國を守るとするといふ唯この時一回だけ守といふ言葉が使われている記録は、大宅大國が従五位下であるとこそから亮の誤りであろう事が分る)又、大和國も概して高位階の者が国守に任命されている。現都と旧都のある國は重視されていたのは当然であるが、國守の位階の上からも褒書きされる。

結論

國守の記載された一部分の記録を以て「統日本紀」を評価する事は大象の一指を見て全体を推測するようなもので、甚だ輕卒の謗を免れないのであるが、平泉澄氏

も「度々に亘つて修訂が加えられ、大勢の人が長い間に携つたのであるから(略)もともと記が錯乱していたのか、それとも修撰の拙なかつたのか、記中に疎漏の点が少ない」と言われているように、國守の記録だけ取上げてみても前記のような疑問の箇処が多々あり、後任の國守の任命の記録なくて事項のみ記されている点から、「統日本紀」も完璧な史料を満載した正史であるとは言えず、記録の遺漏・誤記の殆だ多い史書であると言えよう。

最後に、筑前國の國守任命の記録は4例しかない。之は大宰府があり、令の職員令に「大宰府帶筑前國」と記されている為、實際に國守の任命が他國より多少省略されていたのではないかと思う。更に介が守不在の場合は之を代行したと言う所から、必ずしも國守は常に任國に在り、欠員が出ずると直ちに後任を任命していなかつたのではないか。即ち國に依つては、國守の居ない時が長期間でも間々あつたのではないかと思う。

以上不備な点や誤認の箇処があれば何卒御指摘・御教
導給わらん事を先学諸先生にお願ひ申し上げる次第であ
る。

(以上)

(参考文献)

- 国史大系「続日本紀」
大日本文庫国史編「続日本紀」
国文六国史「続日本紀」
富山房「国史辞典」
国史大系「令義解」
岩崎小弥太「上代官職制度の研究」
和田英松「官職要解」

国守に関する記載一覧表

	文 武		元 明		元 正		聖 武		孝 謙		淳 仁		光 仁		桓 武		合 計		
	700	710	720	730	740	750	760	770	780	790	800	810	820	830	840	850	●	△	×
(天皇)																	20	2	4
(大國)																	16	4	1
和 内																	22	2	2
大 河																	18	2	2
伊 武																	21		
上 下																	19	1	2
常 近																	11	1	
江 野																	12		
前 磨																	18		
後 肥																	16	4	1
(上國)																	16	2	1
山 撰																	19	3	
尾 三																	9	3	
遠 駿																	17		
甲 相																	24	1	2
美 信																	26		1
下 出																	21		
越 丹																	18	2	1
但 因																	12		
伯 出																	10	2	
美 備																	14		
備 安																	17	1	1
周 紀																	19	2	2
阿 讚																	15		
伊 筑																	6	3	
筑 豊																	11		
豊 肥																	15		1
(中 國)																	13	1	1
房 狄																	18		
登 渡																	15		
後 見																	17	3	1
門 佐																	22	2	1
向 隔																	20	1	
摩 豆																	13		
彈 岐																	16	1	1
路 岐																	13		
伊 飛																	14	1	
隱 淡																	8		
壹 登																	12	2	1
對 馬																	23	3	1
																	4		
																	14		1
																	10		
																	13		
																	14	1	
																	9		
																	14		1
																	2		
																	3		
																	12		
																	10		
																	2		
																	11		1
																	4	1	
																	4		
																	3		
																	1		
																	2		

備考

- 国守任命の記録ある場合
- 上記の者(●印)の記録ある場合
- △ 国守任命の記録なき者の記録ある場合
- × 国守の現職で死亡・処罰除名・左遷の場合
- × の場合と同一人物重任の場合に同一人物であることを示す
- △が続く場合、同一人物であることを示す
- ① 員外の守と為すとある
- ② 権の守と為すとある
- ③ 軍に国司と為すとあるの

○和泉職の場合は当る大夫を採用した。又河内国が769年(天平神護3年)河内職となつて、前河内守が続いて河内職の大夫に任ぜられているが、これも守として加えた。

○任命の記録なき者が×の場合は△の数に含まぬ。

○任命の記録なき者が重任の場合は数に含まぬ。

○かつて守となるの記録があつても年代不明の△にも含まぬ。